

平成25年度 小野市立旭丘中学校 生徒の心得

現在の旭丘中学校の状態を考え、以下の項目について学校と家庭が共通理解と連携し、規律と活力ある旭丘中学校にしていこうと思っています。生徒のみなさんも下記の(1)～(7)について、理解し学校生活を送れるようにしましょう。

(1) あいさつ・返事・言葉遣い

気持ちのよい「あいさつ」「返事」ができる旭丘中生を目指しています。友達や先生、地域の方々に自分から進んであいさつができるようにしましょう。また、注意や助言を受けた時ははっきりとした返事で受け答えができるようにしましょう。同級生や目上の人に対する言葉遣い(敬語)も日々の生活や部活動を通して、身に付けていきましょう。

(2) 正しい身なりと着こなし

「服装の乱れは心の乱れ」と言われるように、入学当初にできていた身なりや服の着こなしが時間の経過とともに、ルーズになる傾向があります。制服、体操服ともに正しい身なりと着こなしができるようにしよう。

例えば、制服や体操服の正しい着こなしや、生徒会で決めた髪の長さなどです。

髪型(染色や極端なカット)やピアス等、身なりが不適切であると判断した場合は、その場での指導とあわせて保護者の方へ連絡し、身なりを正してから再登校することを原則としています。

(3) 不要物、交通について

学校に学習活動に不要な携帯電話や金品、雑誌等など不要物は持ってこないようにしましょう。もし、不要物を見つけた場合は、担任が預かり、保護者の方に直接学校に取りに来て頂きます。交通については、生徒の尊い「命」を守るためにも、交通ルール・マナーの遵守を徹底しましょう。交通違反した場合には、同じ失敗を繰り返さないように反省文を書いて提出し、違反を繰り返す生徒については保護者と面談し登下校の改善方法について確認していきます。

(4) いじめをしない、許さない

いじめは重大な人権侵害です。たとえそれが遊び半分やからかいであっても、相手が精神的苦痛を感じれば「いじめ」となります。平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、3ヶ月後の9月から施行されました。この法律は、いじめ防止対策に向けての基本理念や、いじめ禁止、関係者の責務等を定めたものです。最近では無料通話・メールアプリ「LINE」をはじめ、ネット上での陰口や仲間外れといった今までになかったトラブルも起きています。トラブルに巻き込まれないようにしましょう。また、友達関係で悩むことがあれば、一人で悩まず保護者や先生、友達に相談してみましょう。

いじめについては、直接的な加害者だけでなく、周りで傍観していた生徒についても指導をします。内容が悪質な場合は、警察へ連絡することもあります。

(5) 授業について

中学校は学習の場であり、すべての生徒が静かで落ち着いた雰囲気の中で学習できる環境でなければなりません。授業中の立ち歩きや私語などにより他の生徒の学習や生活の迷惑になると判断した場合は、その場から離れて別室へ移動してもらいます。授業に参加せず、校舎内を徘徊するような場合も別室指導対象となります。別室で学級担任や学年職員と一緒に行動の振り返りや反省をします。振り返りと反省では、

- ① 自分の気持ちを落ち着かせること。
- ② 自分の行為の反省をすること。
- ③ 授業をきちんと受ける約束をすること。

などに取り組み、改善できたら教室へ戻ります。指導に対して素直に従うことができなかつたり、迷惑行為を繰り返したりする場合は、保護者の方に学校まで迎えに来て頂くこともあります。

(6) 指導不服従・暴言・暴力行為・器物破損

校内での生活の様々な場面で、教職員の指示に従わないことが度重なる場合、暴言や暴力行為、器物破損が重大である場合には、直ちに保護者に連絡を取り、来校していただきます。そこで保護者を交えて面談を持ち、以下の3つのことをします。

- ① なぜ間違った行為をしたのか原因を考え、反省をする。
- ② 二度と同じ言動をとらないように約束する。(誤った言動に対する理解と指導者への謝罪)
- ③ 今後の具体的な生活目標を設定する。

反省が不十分である場合は、他の生徒と一緒に教育活動を行うことはできません。その場合は、保護者と相談の上、特別なカリキュラムでの学習活動をするなどの対応をとることにしています。

(7) 関係機関との連携

保護者との面談を繰り返しても改善が見られない場合や問題行動が重大である場合には、市教育委員会に連絡し、相談します。その結果、市教育委員会が「出席停止」等の措置をとる場合があります。また、状況によっては警察に被害届を出すことになります。このようなことを防ぐためにも、学校と家庭が連携を図り、みなさんの健全育成に取り組んでいきます。